新型コロナウイルス感染症対策で使える制度 第6版

2020.10.19

個人・事業主向け 支援策・相談窓口

※この情報は、10/19現在のものです。

越谷市の独自支援策

子育て支援 児童扶養手当受給者への臨時給付金
ひとり親世帯等に１世帯当たり5万円 給付済
→ 子育て支援課 048-963-9166（平日8：30～17：15）

雇用緊急対策
内定取り消し・解雇者に、会計年度任用職員募集
→ 人事課 048-963-9132（平日8：30～17：15）

中小企業の支援

事業継続支援金一律10万円給付 申請9/30まで延長
今年3～7月の売上が前年同月比で20%以上減少した
市内中小企業者（法人・個人事業主） 50%以上も対象に！
受付終了
→ 産業支援課 048-967-4680（平日8：30～17：15）

経営支援窓口の設置 *予約制・無料*
中小企業診断士による各種施策等の活用支援や申請サポート
経営課題の相談など、事業継続に向けた支援
→ 越谷市産業雇用支援センター 二番館
予約受付（平日9：00～12：00、13:00～17:00）048-967-2424
相談時間（平日・土の一部9：00～12：00、13:00～16:00）令和3年～月・火・水・金

テイクアウト・デリバリー導入等支援事業費補助金
新規・拡充の取組について10万円を上限に補助
受付10/31まで
→ 観光課 048-967-1325（平日8：30～17：15）

支援策全般

越谷市の新型コロナウイルスに関連する支援策全般について問い合わせ先を案内
→ 新型コロナウイルスに関する支援策の総合案内ダイヤル（コールセンター）
048-963-9326（平日8:30～17:15）

給付 個人向け

一律１人10万円の特別定額給付金の支給について
新型コロナウイルスで影響を受けているすべての方に給付
申請受付9/1までできるだけ郵送で！
受付終了
→ 越谷市「特別定額給付金室」 番号変更
0120-458-992（平日8:30～18:00）
総務省コールセンター 0120-260020（平日8:00～18:30）
特別定額給付金について
特別定額給付金申請方法

住居確保給付金の支給について
離職等により住居を失った・失う恐れがある方への給付
4/30～ ハローワークの求職申込み不要
→ 生活自立相談「よりそい」（生活福祉課）
048-963-9212（平日９：00～17：00）

児童手当増額について 給付済
今年6月支給分１人あたり１万円増額（手続き不要）
※所得制限あり、月5000円の特別給付世帯は対象外
→ 子育て支援課 048-963-9166（平日８：30～17：15）

高等教育修学支援制度について
失業・収入減で大学等の授業料が支払えない
→ 日本学生支援機構 0570-666-301（平日９：00～20：00）

個人融資

個人向け融資相談について 労働金庫でも 4/30～申請受付
無利子・連帯保証人不要、据置期間：1年以内
※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる
緊急小口資金（休業者向け）総合支援資金（失業者向け）
→ 越谷市社会福祉協議会
048-966-2251（平日８：30～17：15）
緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
0120-46-1999（平日 ・休日9：00～21：00）

給付 事業主向け

埼玉県中小企業者支援金について支援額20万円又は30万円
埼玉県業種別組合応援金について支援額500万円／組合
受付終了
→ 埼玉県中小企業者支援金・埼玉県業種別組合応援金相談窓口
048-830-8291（平日・休日9:00～18:00）

持続化給付金について NEW！ 6/29～フリーランス、今年創業の企業も対象に！
売上急減の中小企業に200万円、個人事業主に100万円給付
令和３年受付1/15まで
→ 持続化給付金事業コールセンター
8/31までに申請された方 0120-115-570
9/1以降に新規申請された方 0120-279-292
日～金曜（祝除く）8:30～19:00

小規模事業者持続化補助金について
上限100万円 補助率2/3 新型コロナ対策の要件あり
受付12/10まで
→ 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局
03-6447-5485（平日9:30～12:00、13:00～17:30）

雇用調整助成金について
助成率最大10分10、非正規社員・新入社員も対象
申請書類の記載事項を約５割削減
令和２年12/31まで延長

小学校休業等対応助成金について 4/1～9/30金額up
従業員に子どもがいる場合１日あたり15,000円上限に助成
フリーランスの場合１日あたり7,500円（定額）助成
令和２年12/31まで延長

→ 厚生労働省コールセンター
0120-60-3999
（平日・休日9:00～21:00）
雇用調整助成金
小学校休業等対応助成金

事業主融資

無利子・無担保融資について（借り換えも可）
コロナの影響で前年比５％以上の売上減少
据え置き最大５年
→ 日本政策金融公庫 0120-154-505（平日９：00～19：00）
民間金融機関

セーフティーネット保証（４・５号）について
マル経融資の金利引き下げについて
→ 取引のある金融機関または最寄りの信用保証協会
日本政策金融公庫 0120-154-505（平日９：00～19：00）

納税猶予 事業主

事業主向け納税猶予相談について
法人税・消費税等、健康保険料・厚生年金保険料の支払延長と固定資産税減免（補正予算成立以降に確定）
→ 越谷税務署 048-965-8111（平日8:30～17:00）
健康保険協会または組合・日本年金機構

小さな声を聴く力 公明党（ご相談はお気軽に）

公明党越谷市議団のホームページもご覧ください ▶ http://koshigaya-komei.com

新型コロナウイルス感染症対策で使える制度 第6版

2020.10.19

個人向け 支援策・相談窓口

※この情報は、10/19現在のもので、変更することもあります。

緊急事態措置

要請・指示等に関する疑問や不安など

→ 埼玉県 緊急事態措置相談センター
048-830-8141（平日・休日9:00～18:00）

体調・感染症

息苦しさ・強いだるさ・高熱などの症状はすぐ
発熱・せきなど比較的軽いかぜの症状が４日以上
高齢者・基礎疾患者・妊娠中の人は症状あればすぐ

→ 越谷市 帰国者・接触者相談センター
048-940-5153（平日8：30～17：15）

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口を一元化（聴覚障害者はファックスで）
LINEを活用した情報・サポートの提供

→ 埼玉県 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症に関する相談窓口
0570-783-770（24時間対応）
FAX048-830-4808　LINE公式アカウント→

税金・保険料・県営住宅

申請により市税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税等の支払猶予が受けられる場合があります

→ 収納課
048-963-9141（平日8：30～17：15）

申請により国民年金保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請が受けられる場合があります

→ 市民課 048-963-9155（平日8：30～17：15）

申請により法人市民税・事業所税の申告期限の延長をすることができます

→ 市民税課
048-963-9145（平日8：30～17：15）
法人市民税
事業税

申請により介護保険料の支払猶予が受けられる場合があります

→ 介護保険課
048-963-9168（平日8：30～17：15）

失業者らに県営住宅一時提供
半額の家賃で一時提供、敷金免除、光熱費等は自己負担

→ 埼玉県 住宅課
048-830-5564（平日9:00～17:00）

住宅ローンが支払えない

→ 各金融機関

こころ・DV

こころ・いのちの相談について

→ 越谷市精神保健支援室　048-963-9214（平日8：30～17：15）
埼玉県こころの電話　048-723-1447（平日9：00～17：00）
埼玉県いのちの電話　048-645-4343（24時間対応）

ＤＶ相談・配偶者暴力相談について

→ 越谷市女性・ＤＶ相談支援センター
048-963-9176（月～金10：00～12：00、13：00～16：00）
048-970-7415（水・金17：00～20：00）

労働

休業等の取り扱い、職場ハラスメントなど

→ 越谷市 産業支援課
048-967-4680（平日8：30～17：15）
埼玉労働局「特別労働相談窓口」
048-600-6262（平日9:00～17:00）

生活消費

新型コロナに便乗した悪質商法など

→ 消費者ホットライン　☎１８８

公共料金・通信・保険等

NHK受信料を2ヶ月免除　NEW！申請は来年3月末まで
持続化給付金が支給される中小企業・個人事業主が対象

→ NHK相談窓口 さいたま放送局（営業）
048-600-6711（平日10:00～17:00）

水道料金・下水道使用料のお支払い困難な方
下水道使用料を水道料金とは別納付の方は下水道経営課

→ 越谷・松伏水道企業団・お客さま課　048-961-8958
下水道経営課　048-963-9206

携帯電話料金の支払い
大手3社はスマートフォン等の携帯電話料金の支払を5月末まで繰り延べします　ご契約の事業者へ

→ NTTドコモ　0800-333-0500
KDDI　0077-7-111　au携帯から 157
ソフトバンク　0800-170-4535

生命保険・損害保険について
保険料の支払いや更新手続きの延長など

→ ご契約の保険会社へご連絡ください

小さな声を聴く力 公明党（ご相談はお気軽に）

公明党越谷市議団のホームページもご覧ください ▶ http://koshigaya-komei.com

新型コロナウイルス感染症対策で使える制度 第6版

2020.10.19

個人向け 支援策・相談窓口

※この情報は、10/19現在のもので、変更することもあります。

越谷市の独自支援策

越谷まるこマタニティパス交付事業 NEW! 申込み8/31まで — 受付終了
妊婦支援策: 1万円を入金した越谷まるこ WAONカードを交付
→ 市民健康課 048-960-1100（平日8：30～17：15）

水道料金の減免(2ヶ月分)について — 受付10/31まで
持続化給付金、生活福祉資金貸付制度、税金徴収猶予を受けた方
→ 越谷・松伏水道企業団・お客さま課 048-961-8936（平日8：30～17：15）

バス・タクシー感染拡大防止支援事業費補助金について — 受付12/28まで
申請期間：令和2年6/15～12/28
→ 都市計画課 048-963-9221（平日8：30～17：15）

ひとり親世帯臨時特別給付金について NEW! — 追加給付受付 令和3年2/26まで
1世帯あたり5万円、第2子以降1人あたり3万円
コロナの影響による急減世帯プラス5万円 申請必要の有無 ホームページ参照
→ 子育て支援課 048-964-9166（平日8：30～17：15）

新生児特別定額給付金について NEW!
令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児1人につき10万円
→ 越谷市「特別定額給付金室」 048-963-9316（平日8:30～17:15）

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について NEW! — 受付10/30まで 個人申請も可能に！
感染リスクの高い業務に従事し、そのサービス維持に貢献している
介護・障がい者（障がい児）の施設で働く方に2万円
支給対象者：令和2年3/12～7/31の期間で10日以上勤務
かつ8/1現在も在職、申請期間：令和2年8/17～10/30
→ 介護：介護保険課 048-963-9305
障がい者：障害福祉課 048-963-9164
障がい児：子育て支援課 048-963-9165
（平日8:30～18:00）

インフルエンザ予防接種臨時助成事業について NEW! — 助成期間 令和2年12/31まで
自己負担額：生後6か月～64歳 2000円、65歳以上 無料
→ 市民健康課 048-960-1100（平日8：30～17：15）

自宅療養者食事支援事業について NEW!
コロナ感染症患者のうち自宅療養の軽症者等の食費として1日4500円を上限に補助（同一世帯2人目以降3000円）
→ 保健総務課 048-973-7531（平日8:30～17:15）

小中学校臨時休業特別給付金について NEW!
就学援助及び特別支援教育就学奨励費認定者に対し臨時休業中の昼食費相当額2ヶ月分を支給（4・5月認定者）
→ 学務課 048-963-9291（平日8:30～17:15）

バス・タクシー運行継続支援事業について NEW! — 受付11/30まで
補助額：バス車両数×20万円、タクシー車両数×10万円
申請期間：令和2年7/29～11/30
→ 都市計画課 048-963-9221（平日8：30～17：15）

給付

家賃支援給付金について 中堅・中小企業、小規模事業者 フリーランスを含む個人事業主が対象 — 令和3年受付1/15まで
5～12月の売上高が前年比1カ月でも半減or連続3カ月30%以上減少
法人・最大600万円、個人事業主・最大300万円、駐車場OK
住宅ローン対象外、住宅兼事務所は面積割で事務所分を支援
→ コールセンター 0120-653-930（平日・休日8：30～19：00）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について — 4～9月分 令和2年12/31まで / 10～12月分 令和3年3/31まで
労働者に直接給付、休業前賃金の80%を月額上限33万円で支給、中小企業のみが対象（大企業は対象外）
大学・高校生のバイトも対象（雇用契約必要）
申請書類：①運転免許証等の本人確認書類②通帳の写しなど振込先口座を確認できる書類③給与明細などの休業前・休業中の賃金の支払状況を確認できる書類
→ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30～20:00、土日祝 8:30～17:15

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業 NEW! — 医療 受付10/31まで / 介護・障害 受付11/30まで
医療・介護・障がい福祉従事者らに1人当たり5～20万円支給
派遣労働者・業務委託の労働者の職員も支給対象
■申請期間 詳細はホームページ参照
［医療］7/29～10/31
［介護］7/29～11/30（有料・サ高住・退職者等0/1～11/30）
［障害］7/29～11/30（指定事業所番号を持っていない施設・事業所は10/1～11/30）
→ 【医療】厚生労働省医政局新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター 03-3595-3317（平日9:30～18:00） 医療
→ 【介護】埼玉県新型コロナウイルス感染症介護慰労金・支援金コールセンター 0120-510-441（平日9:00～17:30） 介護
→ 【障害】埼玉県新型コロナウイルス感染症障害福祉慰労金・支援金コールセンター 0120-510-442（平日9:00～17:30） 障害

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金

賃借人（テナント）に対する支援 — テナント 令和3年受付2/15まで
対象者：県内中小企業者・個人事業主等
交付要件：5～12月の売上高前年同月比で1か月でも50%以上減少or連続する3か月合計が30%以上減少
支払家賃の1/15支給（6か月分）上限20万円
申請受付期間、申請方法はホームページ参照

賃貸人（オーナー等）に対する支援 — オーナー 受付終了
申請受付期間：令和2年7/17～10/16
減免した家賃の1/5支給（最大3か月分）上限20万円
交付要件、申請方法はホームページ参照

→ 埼玉県中小企業等支援相談窓口 0570-000-678（平日・休日 9:00～18:00）

小さな声を聴く力 公明党（ご相談はお気軽に）

公明党越谷市議団のホームページもご覧ください ▶ http://koshigaya-komei.com